

## 松戸市大学等連携 SDGs 推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 市長は、松戸市 SDGs 未来都市計画において「Z 世代を起爆剤に多様な主体が奏でる常盤平団地エリアのリ・ブランディング」を推進する一環で、市内大学等が有する知見を活用した地域課題の解決及び若者の事業への参画を促進することを目的として、予算の範囲内において、松戸市大学等連携 SDGs 推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

2 補助金の交付については、松戸市補助金等交付規則(昭和55年3月31日松戸市規則第 17 号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、当該団体が自ら主催し、前条の目的に沿った活動を行う団体で、次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 市内に所在する大学、大学院、短期大学に所属する大学の教員又は大学生で構成する団体
- (2) 代表者が成人である団体
- (3) 3 名以上で構成され、活動を実施するための体制を有する団体
- (4) 代表者、役員その他の実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない団体

### (補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、常盤平団地エリア(松戸市常盤平1丁目～7丁目)及びその近隣地域において実施する事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) SDGs の推進に資する事業
- (2) 地域課題の解決に資する事業
- (3) 地域資源の PR に資する事業
- (4) 住民の交流促進に資する事業
- (5) 多世代交流や地域コミュニティの活性化に資する事業
- (6) その他市長が本市の SDGs の推進に資すると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は補助金の交付の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 他の団体への助成事業
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
- (4) 民法(明治29年法律第89号)第90条に規定する公序良俗に反する事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

3 補助対象事業の期間は、4月1日から翌年3月31日までの一会計年度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、市長が適当でないと認める経費については、補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から当該事業に係る収入の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内とし、1団体が行う事業1件につき20万円を上限とし、予算の範囲内において市長が認定した額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、松戸市大学等連携SDGs推進事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号様式別添1)
- (2) 収支予算書(第1号様式別添2)
- (3) 団体概要書(第1号様式別添3)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付又は交付しないことを決定したときは、その旨を松戸市大学等連携SDGs推進事業費補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により補助対象団体に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第 8 条 補助対象団体は、補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業に要する経費の配分の変更(市長が軽微と認める変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ松戸市大学等連携 SDGs 推進事業費補助金変更申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(第 3 号様式別添 1)
- (2) 変更収支予算書(第 3 号様式別添 2)

2 前項の届出があった場合は、市長は、その内容を確認し、松戸市大学等連携 SDGs 推進事業費補助金変更承認通知書(第 4 号様式)により補助対象団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 11 条の規定により実績報告をしようとする補助対象団体は、補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに、松戸市大学等連携 SDGs 推進事業費補助金実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第 5 号様式別添1)
- (2) 収支決算書(第 5 号様式別添2)
- (3) 事業実施に伴う支出額を証明できる書類
- (4) 事業実施の様子を記録した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 10 条 市長は、規則第 12 条の規定による補助金の額を確定したときは、その旨を松戸市大学等連携 SDGs 推進事業費補助金額確定通知書(第 6 号様式)により補助対象団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第 11 条 規則第 14 条の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、松戸市大学等連携 SDGs 推進事業費補助金交付請求書(第 7 号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第 12 条 市長は、規則第15条第1項の規定により概算払による交付とすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとする補助対象団体は、松戸市大学等連携 SDGs 推進事業費補助金概算払請求書(第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、第 10 条の規定による補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとし、その旨を松戸市大学等連携 SDGs 推進事業費補助金返還命令通知書(第 9 号様式)により補助対象団体に通知するものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年10月3日から施行する。